

# 令和8(2026)年度栃木県文化振興基金助成事業 募集要項 (メディア芸術クリエイター支援事業)

## 1 目的

「栃木県文化振興基金」を活用し、メディア芸術作品の制作を行う個人又はグループに対し、制作費の一部を助成します。

クリエイターを支援し、メディア芸術を振興するため、令和8(2026)年度栃木県文化振興基金助成事業(メディア芸術クリエイター支援事業)を募集します。

## 2 助成の対象

マンガ・イラスト、動画、メディアアートのいずれかに該当するメディア芸術作品の制作が対象となります。

なお、助成に当たっては、Web公開や令和9(2027)年度から開始予定の「とちぎメディア芸術祭(仮称)」への出品等、作品を県民が観賞できる機会を設けることが条件となります。

## 3 助成対象事業の実施期間

交付決定日(令和8(2026)年7月15日を予定)から令和9(2027)年3月31日まで

※ 令和9(2027)年3月31日までに助成対象経費の支出を完了させる必要があります。

## 4 助成対象者

助成対象者は、次の(1)及び(3)までの条件を全て満たす個人又はグループとします。

なお、グループでの申請に当たっては、グループの代表者が(1)及び(2)の条件を、グループが(3)の条件を満たせば、助成の対象となります。

(1) 栃木県内在住、在勤、通学又は出身(出生地若しくは通学歴がある)であること。

(2) 18歳以上であること。(高校生は不可)

(3) Webでの公開や、令和9(2027)年度から開催を予定している「とちぎメディア芸術祭(仮称)」への作品の出品など、県民が作品を観賞できる機会を設けること。

## 5 助成対象外の事業

次のいずれかに該当する場合は、助成対象外となります。

① 国、県、市町、その他の団体等から助成を受けているもの

② 特定の政治、宗教活動を目的とするもの

③ 公序良俗に反するもの

④ 学生が学校の授業、行事、課題等の一環として制作を行うもの

⑤ 令和8(2026)年度栃木県文化振興基金助成事業(文化活動等助成事業、頑張る若手芸術家応援事業、とちぎの文化の新たな魅力創造・発信助成事業)に申請をしている事業

## 6 助成金の額

助成金の限度額は20万円です。ただし、知事が特別に認める場合については、40万円を上限に助成します。

なお、助成金は、栃木県文化振興基金の予算の範囲内で算定しますので、要望額全てを満たすとは限りません。

### 【助成対象経費】

次に掲げる助成対象経費(事業の実施に要する直接的な経費のうち必要と認められるもので、恒常的な運営費、人件費等を除く。)の2分の1以内とします。

- ① 旅費（交通費、宿泊費）  
実費。  
例：撮影場所までの交通費、スタジオまでの交通費 等
- ② 需用費（消耗品費、印刷製本費）  
消耗品費の例：作品制作に必要な材料費 等  
印刷製本費の例：作品制作に必要な印刷物の作成費 等
- ③ 役務費（通信運搬費、手数料）  
通信運搬費の例：機材の運搬に要する経費等
- ④ 使用料及び賃借料  
例：スタジオ等の使用料、画像編集ソフトウェア等の月額利用料 等
- ⑤ その他必要と認められるもの  
上記①～④以外の経費は、附表2-5(収支予算書)の積算内訳欄に詳しい内容を記載してください。

※ 採択された場合、事業完了後に実績報告書を提出していただく際に、「領収書を確認できない経費及び支出の内訳が確認できない領収書の経費は、助成対象経費として計上できません」ので御注意願います。

#### 【助成の対象外経費（主なもの）】

- ◆交付決定日前に着手又は支出した経費
- ◆令和9(2027)年4月1日以降に支出した経費
- ◆申請者以外の者が支出した経費
- ◆謝金、賃金
- ◆旅費のうち実費を超える部分及び航空・列車運賃の特別料金（グリーン車料金等）
- ◆電話料金及びインターネット回線の利用料金
- ◆銀行振込、代引き等の手数料
- ◆備品（金額にかかわらず、事業終了後に恒常的に残る物品（パソコン、タブレット端末、カメラ、ソフトウェア等））の購入経費
- ◆食糧費

## 7 評価要素

【総合的評価】次の要素を考慮し、総合的に評価します。

- (1) **具体性、実現可能性**  
制作内容が明確、具体的で実現可能性があること。
- (2) **予算積算、事業運営の適正性**  
予算の積算が適正であること。事業運営及び経理が適正に行えること。
- (3) **独創性**  
創造性・独創性・先進性に富んだ内容であること。
- (4) **発展性、継続性**  
制作者の技術等の向上に寄与し、制作を助成することにより、発展的・継続的な活動につながること。

## 8 提出方法

- (1) 応募締切 

令和8(2026)年6月15日(月)17:00
-------------------------

 <必着>
- (2) 申請方法

メールにより、下記(3)の申請書類をデータにて御提出ください。

※ メールの送付後、電話連絡をお願いします。

データによる提出が困難な場合は、下記 **11 問合せ先** まで御連絡ください。

### (3) 申請書類

「栃木県文化振興基金助成事業実施要領」に定める、以下の書類及び添付資料

- ① 様式1 ②様式1 附表1-5（事業計画書） ③ 様式1 附表2-5（収支予算書）

### (4) 申請書の提出先

栃木県生活文化スポーツ部文化振興課 文化芸術担当

E-mail : bunkageijutsu@pref.tochigi.lg.jp

### (5) 留意事項

- ① 応募は、1名又は1グループにつき1件とします。  
② 作品の公開ができなかった場合には、助成を取り消す場合があります。

## 9 選定方法及び選定結果

審査委員会による審査を経て、採択（内定）又は不採択を決定します。

なお、全ての応募団体に結果を文書で通知するとともに、助成が決定した個人又はグループの名称及び制作の概要を県ホームページで公表します。

## 10 その他

この募集要項に記載のない事項については、**「栃木県文化振興基金助成事業実施要領」及び「栃木県文化振興基金助成金交付要領」**に従って取扱います。

## 11 問合せ先

栃木県生活文化スポーツ部文化振興課 文化芸術担当

E-mail : bunkageijutsu@pref.tochigi.lg.jp

TEL : 028-623-2153 FAX : 028-623-3426